

# 安芸市社会福祉協議会職員採用試験要領

令和6年11月1日  
社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会

○受付期間：令和6年11月1日（金）～令和7年1月24日（金）午後5時30分 ※郵送の場合も1月24日（金）までに必着のこと
○試験日：令和7年2月9日（日） 午前9時開始
○試験会場：安芸市社会福祉協議会（安芸市川北甲5685／旧清水ヶ丘中学校）

## 1. 試験区分・採用予定人員

試験区分（募集職種）	職務内容	採用予定人員
一般職	事務及び地域福祉事業の業務	若干名

## 2. 受験資格

試験区分	受験資格
一般職	① 普通自動車第一種運転免許（AT車限定可）取得者 ② 昭和50年4月2日以降に生まれた者 ③ 地域福祉事業に理解と意欲のある者 （社会福祉士、精神保健福祉士など、地域福祉の推進にあたって有効な資格等を有していればなおよし。） ④ 令和7年4月1日からの勤務が可能な者

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- （1）成年被後見人及び被保佐人
- （2）禁固以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの人
- （3）日本国籍を有しない人、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3. 試験日及び会場

試験科目	日時	会場
教養試験 作文試験 適性試験 面接試験	令和7年2月9日（日） 午前8時30分～受付 午前9時～試験開始	安芸市社会福祉協議会 安芸市川北甲5685 （旧清水ヶ丘中学校）

※「適性試験」「面接試験」は午後から行いますので、各自で昼食の準備をしてください。

## 4. 試験の方法

種目	内容
教養試験	社会福祉団体職員として必要な高等学校卒業程度の一般知識及び知能に関する筆記試験。時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題。
作文試験	社会福祉事業に必要な識見、判断力・思考力等についての筆記試験
適性試験	事務適性検査、職場適応性検査（一般常識・発想力・論理的思考）
面接試験	人物、人柄等に関する口述試験 ※受講者数の多少により個別面接又は集団面接となる場合があります。

## 5. 受験手続

### （1）受付期間・場所

受付期間	令和6年11月1日（金）～令和7年1月24日（金）午後5時30分必着 ※持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時30分までの間
受付場所	安芸市社会福祉協議会 事務局（安芸市川北甲5685／旧清水ヶ丘中学校）

※郵送による申し込みも可、ただし1月24日（金）午後5時30分までに必着のこと。

### （2）申込書の配付

申込書・履歴書（指定様式）の配付場所  
安芸市川北甲5685  
社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会 事務局  
※申込書の配付は令和6年11月1日（金）から行います。

### （3）申込み方法

申込書・履歴書に必要事項を記入し、最近6ヶ月以内に撮影した同一の写真（上半身脱帽正面向き、写真裏面に氏名を記入のこと）を履歴書及び受験票にそれぞれ糊付けし、安芸市社会福祉協議会事務局に提出して下さい。（※履歴書等は可否によらず返還しません。）

申込書を受理した場合は、受験番号を記載した受験票を交付します。  
※受験票なき場合は受験できません。

## 6. 合格発表

試験合格者発表 令和7年2月17日（月）  
※可否にかかわらず文書で通知します。  
※内定辞退者が出た場合は、繰り上げ補充とします。

## 7. 採用予定日

合格者は、社会福祉法人安芸市社会福祉協議会職員として、令和7年4月1日付けの採用予定です。  
採用条件は、社会福祉法人安芸市社会福祉協議会就業規則によります。

## 8. 給与等

給料、手当等については、社会福祉法人安芸市社会福祉協議会職員の給与支給規則に基づき支給します。

【問い合わせ先】  
〒784-0043 安芸市川北甲5685  
社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会  
総務管理係  
電話：0887-35-2915（代）